

学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

四條畷市立四條畷小学校

はじめに

いじめは、絶対にやってはいけないことです。なぜなら、いじめは、心をひどく傷つけたり、体を危険にしたりして、その子が持っている「自分らしく幸せに生きる権利」を奪ってしまうからです。だから、いじめが起きない、だれもが安心できる学校生活にできるよう、日頃からみんなで気をつけなければいけません。もし、いじめが起きてしまったら、いじめを受けている子の気持ちを一番に考えて、すぐに解決できるように、みんなで協力して取り組みます。

令和7年4月、四條畷市のいじめ防止基本方針が新しく変わったことで、学校のいじめ防止基本方針も新しく変えました。この新しい決まりを使って、先生たちや保護者、地域みなさん、そして子どもたちみんなで力を合わせ、学校だけでなく、地域全体で、子どもたちが安心して毎日を過ごせるように、そして、元気に育っていけるようにしていきます。

第1 国が決めた「いじめをなくそう」という約束ごと

1 いじめとは

【いじめ防止対策推進法(以下「法」という)第2条】「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめとは、同じ学校やクラスの子どもたちが、ある子に対して嫌なことをしたり、傷つけたりすることです。例えば、「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などです。そして、いじめを受けた子が「いじめられているな」「つらいな」「嫌だ」と思ったら、それはいじめになります。

[具体的ないじめの態様の例]

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる
- ・卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる 等

2 いじめの防止等のために行うこと

(1)学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、子どもたちが安心して学校生活を送れるように、いじめをなくすための大事な約束事を「いじめ防止基本方針」として決めています。

(2)いじめが起きないようにするための学校のチーム【校内委員会(いじめ対策委員会)】

○「校内委員会(いじめ対策委員会)」構成員

学校長、教頭、教務、支援教育 Co、通級担当、養護教諭、校内外生活担当、
人権教育担当、担任、学年主任、スクールカウンセラー(心の専門家)、
スクールソーシャルワーカー(家や生活のことで困ったときに助けてくれる人)

○校内委員会(校内外生活指導・いじめ対策委員会)の主な取組みと年間計画

月	主な内容	月	主な内容
4月	・いじめの防止等に係る年間計画の作成、実行 (いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)	10月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)
5月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)	11月	・いじめアンケートの実施⇒集計・検証・校内委員会等
6月	・いじめアンケートの実施⇒集計・検証・校内委員会等	12月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)
7月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)	1月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)
8月	・いじめの防止等に係る年間計画の検証・修正	2月	・いじめアンケートの実施⇒集計・検証・校内委員会等 ・学校いじめ防止基本方針の点検・見直し (PDCA サイクルの実行を含む)
9月	(いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)	3月	・いじめの防止等に係る年間計画の検証・修正 (いじめの見取り調査⇒集計・検証・校内委員会等)

*なお、いじめ事案が生じた際には、参加可能な委員による臨時会を開催する

(3)いじめが起きないようにするための取組み

いじめは、どのクラス、どの学年、誰にでも起こる可能性があるものです。そのため、学校では、子どもたちが安心して過ごせるように、いじめが起きないように日頃からいろいろな取組みをしています。

○未然防止の主な取組み

- ①授業で子どもたちどうしのつながりをつくったり、自己肯定感が高まるようにしたりする。
- ②道徳を通して、善悪の判断、人を思いやることなどを学び、いじめを許さない心や態度を育む。
- ③人権教育を通して、多様な価値観を知り、自分や人を大切にできるようにする。
- ④子どもの主体性を大切に、自治的に集団生活を進められるようにし、自己有用感を高めたり、絆を深めたりできるようにする。(児童会活動、当番活動、係活動 など)

具体的な取組み例

○安心・安全学校づくり

代表委員会が中心となって学校の課題を出し合い、各月の目標を決める。
ひと月ごとに各クラスでその達成をめざしていく。

○委員会主体の取組み

あいさつ運動やありがとうの花の取組み、仲よし交流広場などを通して、みんなのつながりを深める。

○ペア交流活動

遊びや掃除を通して、他学年とのつながりをつくり、お互いに協力して取り組む。

○多様性理解、インクルーシブ理解

人間理解教育、障がい理解教育等に関する授業を実施する。

等

(4)いじめがあったことを早くに知るための取組み

いじめがあったことを早くに知り、対応していけるように学校全体で取り組む。

- ①日頃から子どもの様子を丁寧に見る。
- ②信頼関係をつくる。
- ③子どもが示す変化を見逃さないよう情報収集に努める。(月1回の報告)
- ④月一回の情報共有や学期に1回のアンケート調査など、定期的な把握を行う。
- ⑤教職員と子どもとの面談の機会をつくり、いじめを訴えやすいようにする。

(5)いじめが起きたときにチームとして行うこと

教職員や、市役所の人、保護者など、大人たちが「いじめかな？」と思うことに気づいたり、誰かから「いじめられてる」と相談を受けたりしたら、すぐに学校に知らせたり、きちんとした対応をしたりしないといけない、と

法律で決まっています。いじめを発見したり、学校外からの連絡を受けたりした場合には、できるだけ早く、協力して対応します。

また、一番にいじめを受けた子どもを守り、いじめを行った子どもには「いじめは絶対にいけないことだ」とはっきりした態度で指導します。ただ叱るだけでなく、どうしてそんなことをしてしまったのか一緒に考えたり、いじめを受けた子どもに謝る機会を作ったりして、これからは正しい行動ができるように、保護者や専門家の人たちとも協力して、しっかりと支えていきます。

(6)いじめの解消

「いじめが終えている」と言えるためには、少なくとも2つのことができなければなりません。

①嫌なことが3か月程度、起きていないこと

「悪口を言ったり、からかったりする」「無視したり、仲間はずれにしたりする」「叩いたり、物を隠したりする」「インターネットで悪口を書いたり、嫌な写真を送ったりする」などが起きていないことです。おおよそ3か月をめやすに決めていきます。

ただし、ひどいいじめだった場合は、3か月よりも長い間、学校や周りの人たちで見守りを続けます。

②悲しい気持ちや不安な気持ちがなくなっていること

いじめを受けた子どもが、悲しい気持ちや怖い気持ちで苦しんでいないことです。学校は、いじめを受けた子どもやその保護者と話をし、「もう大丈夫」「嫌な気持ちはない」ということを一緒に確認します。

2つの決まりごとが守られて、いじめが「終わった」と判断されても、学校はそこで終わりにはしません。「いじめはまた起きるかもしれない」という気持ちをもって、いじめを受けた子どもも、いじめを行った子どもも、みんなが安心して学校生活を送れるように、見守りを続けます。

(7)いじめ防止のための年間計画

令和 8 年度四條畷小学校 SNS 情報教育・いじめ防止年間計画				
	学校全体	低学年	中学年	高学年
4月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎保護者へのPR ◎児童村エンタージョン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎家庭訪問(ポスティング)	◎保護者へのPR ◎児童村エンタージョン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎委員選出 ◎家庭訪問(ポスティング)	◎保護者へのPR ◎児童村エンタージョン ◎登下校班会議 ◎集団登校指導 ◎委員選出 ◎家庭訪問(ポスティング)
5月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎校外学習 ◎学校探検	◎校外学習	◎校外学習
6月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 畷中校区小中連携会議	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ◎交通安全教室 ◎○個人懇談	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ○●QU 検査 ◎○個人懇談	◎参観・懇談 ○●いじめアンケート ◎ありがとうの花 ○●QU 検査 ◎○個人懇談
7月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 第1回 SNS・いじめ対策委員会	◎○夏休みの生活指導	◎○夏休みの生活指導	◎○夏休みの生活指導 ◎林間学校
8月	校区内パトロール 小中合同研修会 小・中生活指導協議会	◎集団登校指導	◎集団登校指導	◎集団登校指導
9月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎運動会練習	◎運動会練習	◎運動会練習 ◎SNS アンケート
10月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 畷中校区小中連携会議	◎運動会	◎運動会	◎運動会
11月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎芸術鑑賞 ◎参観・PTA イベント ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎芸術鑑賞 ◎参観・PTA イベント ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎芸術鑑賞 ◎参観・PTA イベント ◎修学旅行 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート
12月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 第2回 SNS・いじめ対策委員会	◎個人懇談 ◎○冬休みの生活指導	◎個人懇談 ◎○冬休みの生活指導	◎個人懇談 ○非行防止教室 ◎○冬休みの生活指導
1月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会	◎大縄交流会 ◎あいさつ運動	◎大縄交流会 ◎あいさつ運動	◎大縄交流会 ◎あいさつ運動 ◎小6半日入学
2月	校内委員会 生徒指導部会 小・中生活指導協議会 畷中校区小中連携会議	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート	◎参観・懇談 ◎ありがとうの花 ○●いじめアンケート
3月	校内委員会 小中引き継ぎ会 小・中生活指導協議会 第3回 SNS・いじめ対策委員会	◎集団登校指導 ◎お別れ式 ◎○春休みの生活指導	◎集団登校指導 ◎お別れ式 ◎○春休みの生活指導	◎集団登校指導 ◎○春休みの生活指導 ◎お別れ式 ◎卒業式

◎未然防止(発達支持的生徒指導)○早期発見(予防的な指導)●いじめへの対処(課題解決的な指導)

3 重大事態への対処

(1)重大事態とは

法第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○ いじめを受けた子どもやその保護者の話を聞いて「重大な事態かもしれない」と思われたとき、学校はすぐ「重大事態」として、どうしてそうなってしまったのか、詳しく調べ始めます。

○ 法第1号について

「いじめのせいで、命に関わることや、心や体にひどいケガや病気が起きてしまったかもしれない」ということです。たとえば、次のようなことが起きた場合です。

- ・自殺しようとした：自分の命を大切にできないほどつらい気持ちになったとき。
- ・大きなケガをした：骨を折ったり、入院が必要なほどのケガをしたりしたとき。
- ・大切なお金を全部取られてしまった：お小遣いや、貯めていたお金をひどく取られてしまったとき。
- ・心の病気になってしまった：精神的な病気になったり、毎日つらい気持ちになったりしたとき。

○ 法第2号について

「いじめのせいで、長い間(だいたい30日程度)学校に行きたくても行けなくなってしまったかもしれない」ということです。

欠席が30日より少ない場合でも、何日か連続して休んでいる場合には、学校の判断で詳しく調べ始める場合もあります。

(2)重大事態について調べる目的

○「なぜ重大事態が起きてしまったのか」をしっかりと調べて、二度と同じことが起きないようにするためです。次の2つのことを行います。

① いじめを受けた子どもの気持ちを助ける。

つらい気持ちになった子どもを助けたり、必要なサポートをしたりします。

② これから同じいじめが起きないようにする。

どうすればみんなが安心して過ごせるか、再発防止の対策を考えます。

○この調査は、誰が悪いかを決めるための裁判のようなものではありません。あくまでも、みんなが安全に過ごせるようにするためのものです。

(3)教育委員会又は学校による調査

国や市がつくった、いじめの問題を解決するための大事なルールや方法(いじめの法律、市や国の基本方針、国のガイドライン)をもとに、詳しく調べます。

また、新しくなったいじめの調査の方法(令和6年8月に改訂されたガイドライン、ガイドラインチェックリスト)をよく理解して行います。

(4)報告の流れ

○ 学校は、重大事態が発生したときには、すぐに教育委員会へ報告します。

○ 教育委員会は、すぐに大阪府(大阪府教育庁)を通じて国(文部科学省)に報告します。

(5)調査の組織

○ 法律上、教育委員会が行うか学校が行うかを、教育委員会が決めます。

○ 学校が調べることになった場合は、校内委員会(いじめ対策委員会)で行います。弁護士、医師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の人たちに入ってもらいます。専門家の人たちに入ってもらうのは、公平・公正に調べられるようにするためです。

(6)調査の実施

○ 重大事態調査を行うこととなった後、すぐに説明・確認すること

① 「なぜこの調査が始まったか」

どんな理由で、この調査が必要になったのかを説明します。

② 「何のために調べるのか」

どうしてこんなことが起きてしまったのか、これからどうしたらいいのかを知るために調べます。

③ 「だれに調査してほしいか」

弁護士や医者など、チームに入ってほしい人がいるか確認します。

④ 「何を調べるのか」

どんなことを調べるのか、相談しながら決めていきます。

⑤ 「どうやって調べるのか」 お話を聞いたり、アンケートをとったり、どんな方法で調べるかを説明します。

⑥ 「連絡をとる人」 調査についていつでも相談できるように、担当や連絡先を伝えます。

○ 調査をするチームのメンバーが全員決まった後、説明すること

① 「調査の理由と目的」 なぜ調べるのか、改めて説明します。

② 「チームのメンバー」 教職員や専門家について、全員を紹介します。

③ 「いつまで調べるのか」 調査がいつ始まって、いつごろ終わるか、おおよそのスケジュールを伝えます。

④ 「調べること」 どんなことを聞きたいか、どんな人に話を聞くか、詳しく説明します。

⑤ 「調査の方法」 アンケート用紙を見せたり、話を聞くときのルールなどを説明したりします。

⑥ 「結果の報告」 調査が終わったら、どんなことがわかったのか、きちんと報告することを約束します。

⑦ 「調査のあとのこと」 調査が終わったあと、みんなが安心して学校生活を送れるように、どうするかを考えます。

○重大事態に関わりがある子どもやその保護者にも説明を行います。

(7)調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた子どもとその保護者に伝えること

いじめがあったことを調べた後、学校は、いじめを受けた子どもとその保護者に、調べた結果をきちんと伝えます。このとき、いじめを行った子どもの名前や、知られたくない個人的なこと(プライバシー)は、大切に守ります。もし、説明を聞いたときに「〇〇について、まだ調べていない」「このことも調べてほしい」ということがあれば、いじめを受けた子どもやその保護者の気持ちを聞いて、もう一度、調べ直すことがあります。

② いじめを行った子どもとその保護者に伝えること

いじめを受けた子どもとその保護者に話した内容と同じように、いじめを行った子どもとその保護者にも、調べた結果をきちんと伝えます。みんなに同じことを説明することで、いじめをなくすための話し合いを進めやすくするためです。

③ 調べた結果をみんなに知らせること

いじめの調査が終わった後、その結果をみんなに知らせるかどうかは、とても慎重に考えます。いじめがどれくらいひどいものだったか、いじめを受けた子どもやその保護者がどう思っているか、結果をみんなに知らせたときに、他の人たちがどう感じるか、こうしたことを全部考えて、本当に知らせる必要があるときにだけ、伝えることとなります。このルールは、いじめの問題を解決するために、みんなの気持ちやプライバシーを大切にしながら、進めていくための約束です。

(8)いじめの調査が終わった後の対応

① いじめを受けた子どもを助ける

いじめが原因で学校に行けなくなってしまった子どもがいたら、その子どもがまた勉強を続けられるように、学校だけでなく、保護者や、スクールカウンセラーなど、みんなで協力してその子どもに合ったサポートをします。たとえば、家で勉強できるようにしたり、安心して学校に戻れるようにしたりします。

② いじめを行った子どもと向き合う

いじめを行った子どもに対しては、どうしてそんなことをしてしまったのか、一緒に考えます。いじめは法律でどう考えられているか説明したり、その子どもの悩みや家庭の様子も理解しようとしていたりします。そして、いじめを二度としないよう、成長するお手伝いをします。

もしその子どもが特別な助けを必要としている場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが、専門的なサポートをします。

① 二度と同じことが起きないようにする

いじめが起きてしまった原因や、どうすれば防げたかを書いた「調査報告書」を、学校が確認します。そして、もう二度と同じことが起きないように、学校全体で話し合い、いじめを早く見つけられる方法や、教職員がチームになって対応する方法を考え、実行していきます。これは、一度きりではなく、ずっと続けていく大切なことです。

② 教育委員会が学校をサポートする

いじめが起きたことについて、学校以外(教育委員会など)で調べた人たちは、学校に行って、どういう問題があったのかを説明します。そして、改善の方法を具体的にアドバイスし、学校がもっと良い対応ができるように一緒に考えます。

(9)ふだんからいじめを防ぐための学校の準備

① 研修と校内委員会(いじめ対策委員会)

○ルールについて知る

「いじめをなくすための大事なルール(学校の基本方針)」や、国や市が決めた大事なルールを、教職員全員が知っているようにします。新しい学年が始まる時など、会議の時間で、必ずこのルールを確認します。

○いじめに早く気づいて助ける

教職員全員が、ルール(基本方針)のとおり動きます。「いじめじゃないかな?」と少しでも思ったら、すぐに対応できるようにします。

○校内委員会(いじめ対策委員会)の会議をする

それぞれの学校で、「いじめをなくすための1年間の予定」の中に、チームの会議をいつ開くかを決めます。この校内委員会(いじめ対策委員会)が、「大変なことが起こるのを止める(重大事態を防ぐ)」大事な役割を持っていることを、教職員全員で確認します。

② いじめの記録をきちんと残すこと

○記録をしっかり残しておく

校内委員会(いじめ対策委員会)で会議をしたときの記録や、いじめを受けた子どもやいじめを行っ

た子どもを助けたり指導をしたりしたときの記録を、学校は必ず作ります。記録には、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうしたか」などが、はっきりわかるようにします。

○記録の方法を合わせる

たくさんの情報をわかりやすく、なくさないようにするために、記録を書くときのきまりを学校で決めています。

③ 困ったときの準備

○保護者とすぐに協力できるようにする

いじめがあったときに、保護者と学校が同じ考えで助けられるよう、すぐに会議を開けるように準備しておきます。

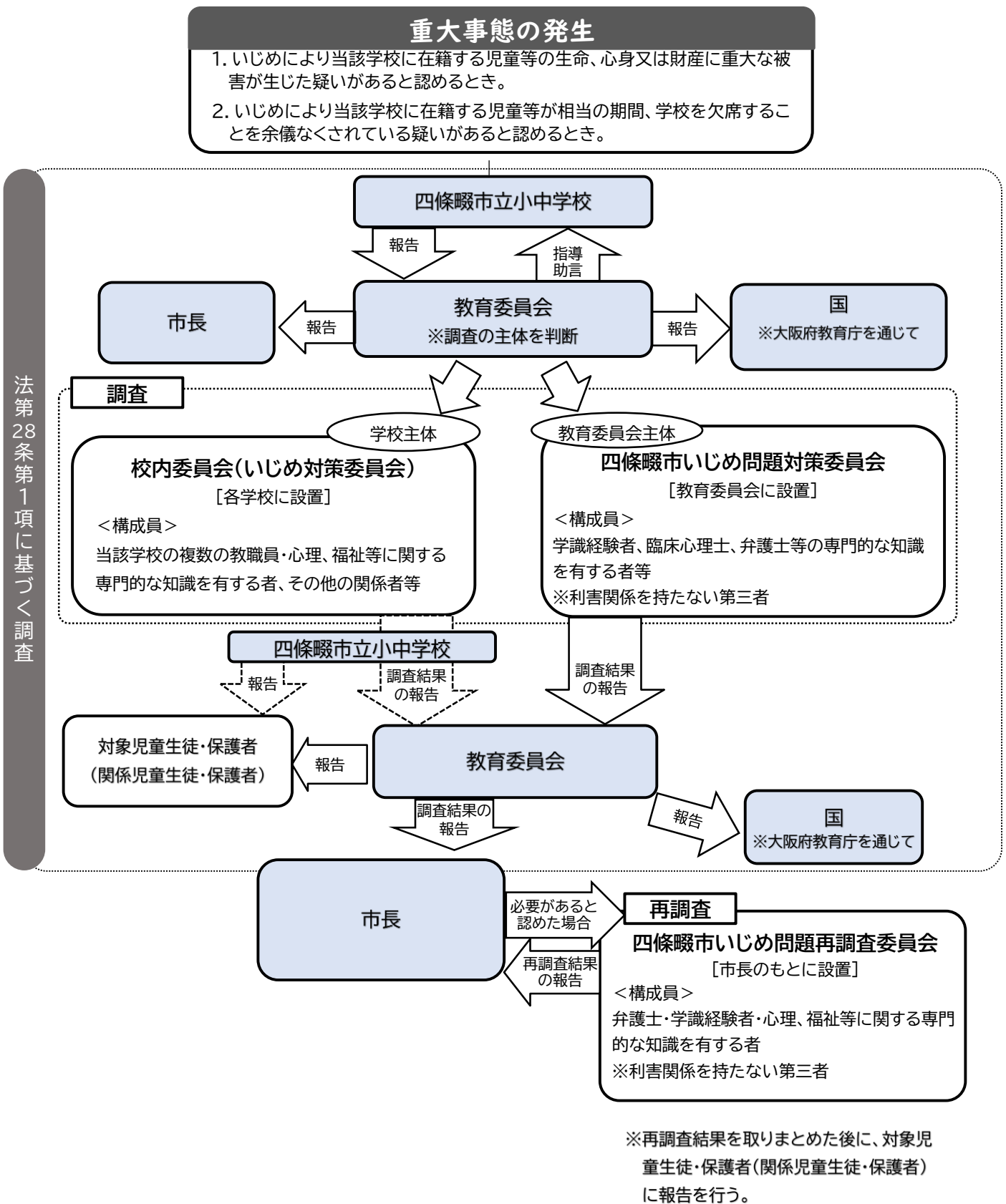
○警察に相談するときのルールを決めておく

いじめが「ひどいこと(犯罪)」にあたるかもしれないと思ったら、警察に相談したり、連絡したりすることを、学校のルール(基本方針)に書いて、あらかじめ保護者にも伝えておきます。

(10)重大事態発生時の対応

①基本フロー

※法…いじめ防止対策推進法



②段階ごとの対応内容

※ガイドライン、チェックリストを確認しながら対応

発生時	発生の報告	①学校から教育委員会へ報告 ②教育委員会から市長(担当部局含む)に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)に報告
	基本調査の実施	①学校は校内委員会(いじめ対策委員会)で対応を検討 ②学校は対象児童生徒・保護者に寄り添い、事案確認のための基本調査を実施 ③学校長は、警察に相談・通報
調査	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体から対象児童生徒・保護者に重大事態調査に関する目的説明、意向・調査事項の確認 重大事態に対処し、同種の事態の発生防止に資するための調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではないことなどを説明
	調査主体の決定・設置	①教育委員会が調査主体(教育委員会または学校)を決定 ②調査組織の設置 個別の重大事態の状況に応じて調査組織の検討を踏まえ、いじめ問題対策連絡協議会等条例や関連規則に基づき重大事態の調査委員会を設置する。 (a)学校主体調査の場合「校内委員会(いじめ対策委員会)」を調査組織とする。 (b)教育委員会主体調査の場合「いじめ問題対策委員会」を調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査主体は調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し重大事態調査に関する説明を実施
	調査の実施	調査主体による調査の実施
報告	対象児童生徒・保護者への報告	①学校主体調査は学校長から教育委員会主体調査は教育委員会から調査結果を報告 ②市長の報告に際し所見書を併せて提出できることを説明
	調査結果の報告	①教育委員会から市長に調査結果を報告。市長は、再調査の必要性について判断 ②教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告

学校及び教育委員会は、支援・対応等を行い、再発防止に取り組む

○市長が再調査の必要性を認めた場合

再調査	対象児童生徒・保護者への説明	担当部局から対象児童生徒・保護者に再調査に関する説明、意向の確認
	再調査開始報告	教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ再調査の開始報告
	再調査委員会の設置	公平性・中立性を確保するために調査委員は第三者とし、事案に応じて法律、医療、心理、福祉等の専門家で構成する調査組織とする。
	対象児童生徒・保護者への説明	調査を行う体制が整った段階で、対象児童生徒・保護者に対し再調査に関する説明
報告	再調査の実施	再調査委員会による調査の実施
	対象児童生徒・保護者への報告	再調査結果の報告
	再調査結果の報告	①再調査委員会から市長に報告 ②市長は、再調査の結果を議会に報告 ③教育委員会から大阪府教育庁を通じて国(文部科学省)へ報告書を提供

市・教育委員会及び学校は、重大事態への対処、同種の事態発生の防止のための必要な措置を講じる

いじめ問題対策行動チャート

